



熊本県公報

第 1 1 8 2 9 号
平成 21 年 8 月 4 日(火)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援総室) 1
- 熊本都市計画道路事業の事業認可…………… (都市計画課) 1
- 定数漁業の許可及び起業の認可に係る告示…………… (水産振興課) 1
- 障害者自立支援法に基づく事業者の指定…………… (障害者支援総室) 2
- 道路の供用開始…………… (道路保全課) 2
- 臨時種畜検査の実施…………… (畜産課) 2

公 告

- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (建築課) 3
- 都市計画法による開発行為工事完了公告…………… (//) 3
- 道路の位置指定の公告…………… (//) 3
- 道路の位置指定の公告…………… (//) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (商工政策課) 3
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (//) 4
- 大規模小売店舗立地法に基づく変更届出…………… (//) 4

正 誤

- 平成 21 年 7 月 28 日熊本県私立学校審議会公告第 1 号 (平成 21 年度第 1 回熊本県私立学校審議会の開催) 中…………… (熊本県私立学校審議会) 5

告 示

熊本県告示第 7 2 3 号
介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 4 1 条第 1 項の規定により指定居宅サービス事業者を次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 1 年 8 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

(訪問介護)

事業所の名称及び所在地	事業者名	指定年月日
ヘルパーステーションてんとうむし 熊本市田迎三丁目 4 番 2 1 号	株式会社エイジュウ	平成 2 1 年 8 月 1 日

熊本県告示第 7 2 4 号
都市計画法 (昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号) 第 5 9 条第 1 項の規定により都市計画事業を認可したので、同法第 6 2 条第 1 項の規定により次のとおり告示する。
平成 2 1 年 8 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 施行者の名称 熊本市
- 2 都市計画事業の種類及び名称 熊本都市計画道路事業 3・4・6 8 号上熊本駅西口線
- 3 事業施行期間 平成 2 1 年 8 月 4 日から平成 2 8 年 3 月 3 1 日まで
- 4 事業地 収用の部分 熊本市上熊本 2 丁目、花園 1 丁目、上熊本 3 丁目及び花園 5 丁目地内
使用の部分 熊本市花園 1 丁目、上熊本 3 丁目及び花園 5 丁目地内

熊本県告示第 7 2 5 号
熊本県漁業調整規則 (昭和 4 0 年熊本県規則第 1 8 号の 2) 第 8 条第 2 項及び同規則第 2 1 条第 3 項において準用する同規則第 8 条第 2 項の規定により漁業の許可及び起業の認可を申請すべき期間を次のとおり定めたので、同規則第 8 条第 3 項及び同規則第 2 1 条第 3 項において準用する同規則第 8 条第 3 項の規定により公示する。
平成 2 1 年 8 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 許可又は起業の認可をする漁業名称、漁業種類及び操業区域

漁業名称	漁業種類	操業区域
流し網漁業	えび流し網漁業	不知火海

2 申請期間

平成21年8月4日から平成21年8月10日まで

熊本県告示第726号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により指定障害福祉サービス事業者として次の者を指定したので、同法第51条の規定により公示する。
平成21年8月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

事業所の名称及び所在地	事業者の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名	指定年月日	事業所番号	サービスの種類
ヘルパーステーション ひかり 宇城市松橋町松橋9 1番地	株式会社ひかり 宇城市松橋町松橋9 1番地 福田 道雄	平成21年 8月1日	4312700273	居宅介護 重度訪問介護

熊本県告示第727号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成21年8月4日から60日間、熊本県土木部道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成21年8月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路線名	供用を開始する区間	延長 (メートル)	備考
一般県道	二重峠菊池線	菊池市下河原 570番6地先から 同所 547番1地先まで	200.0	緊道整 (改築 による 拡幅)
		菊池市下河原 5544番1地先から 同所 5461番1地先まで	153.0	

2 供用を開始する期日 平成21年8月4日

熊本県告示第727号の2

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により臨時種畜検査を次のとおり実施するので、家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）第2条第2項の規定により公表する。
平成21年8月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 実施の目的
優良な種畜を確保し、家畜の改良増殖を促進するため
- 2 検査対象
家畜改良増殖法第4条に規定する牛
- 3 検査の期日及び場所

検査日	時間	場所
平成21年8月25日（火）	午後1時30分から	農業研究センター畜産研究所 (合志市)

公 告

熊本県公告第419号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成21年8月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
荒尾市増永字小藤402番1、同402番2、同403番1、同403番2の一部及び同404番6
2, 387.80平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
荒尾市荒尾2014番地1
有限会社エトワール不動産

熊本県公告第420号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の許可に係る開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により次のとおり公告する。
平成21年8月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称及び面積
阿蘇市蔵原字向原1080番の一部、同1081番、同1082番、同1084番5
同1093番1、同1094番1、同1095番1の一部、同1095番2の一部及び同1096番の一部
4, 899.74平方メートル
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名（名称）
阿蘇市蔵原709番地
菊池 秀信

熊本県公告第421号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成21年8月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 合志市須屋1414番地
- 2 築造者の氏名 矢野善一
- 3 道路の位置 合志市須屋字陳ノ平1466番3、同1466番4、同1467番5、同1467番6、同1511番16、同1511番17、同1511番18、同1511番19及び里道の一部
- 4 道路の幅員 4.00メートル
- 5 道路の延長 44.19メートル
- 6 指定年月日 平成21年7月17日
- 7 指定番号 熊本県指令菊池景建第53号

熊本県公告第422号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定による道路の位置の指定を次のとおり行った。
平成21年8月4日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 築造者の住所 熊本市梶尾町1080番地3
- 2 築造者の氏名 澤田孝一
- 3 道路の位置 下益城郡城南町大字碓字新道201番1
- 4 道路の幅員 6.05メートル
- 5 道路の延長 51.60メートル
- 6 指定年月日 平成21年7月21日
- 7 指定番号 熊本県指令宇城景建第11号

熊本県公告第423号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 2 1 年 8 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
イオン八代ショッピングセンター 本棟
八代市沖町五番割 3 7 0 5 番ほか
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
変更前 1 9 , 6 8 0 平方メートル
変更後 2 1 , 6 8 6 平方メートル
 - イ 駐車場の位置及び収容台数
変更前 1 , 5 4 4 台
変更後 1 , 2 5 0 台
 - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
変更前 9 箇所
変更後 7 箇所
- 3 変更する年月日
平成 2 2 年 3 月 2 4 日
- 4 変更する理由
経営環境に対応した営業政策のため
- 5 届出年月日
平成 2 1 年 7 月 2 3 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び八代地域振興局総務振興課
平成 2 1 年 8 月 4 日から平成 2 1 年 1 2 月 4 日まで

熊本県公告第 4 2 4 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 2 1 年 8 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
D I Y ホームセンターハンズマン菊陽店 本棟
菊池郡菊陽町大字津久礼字久保 2 7 6 4 番 2 ほか
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
変更前 7 6 7 台（うち 7 1 2 台は別棟と共用）
変更後 4 3 5 台（うち 3 8 6 台は別棟と共用）
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
変更前 9 9 台（別棟と共用）
変更後 3 7 台（別棟と共用）
 - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
駐車場の自動車の出入口の数及び位置
変更前 1 5 箇所
変更後 9 箇所
- 3 変更する年月日
平成 2 2 年 3 月 2 4 日
- 4 変更する理由
経営環境に対応した営業政策のため
- 5 届出年月日
平成 2 1 年 7 月 2 3 日
- 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び菊池地域振興局総務振興課
平成 2 1 年 8 月 4 日から平成 2 1 年 1 2 月 4 日まで

熊本県公告第 4 2 5 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 6 条第 2 項の規定による変更の届出があったので、同法第 6 条第 3 項において準用する同法第 5 条第 3 項の規定により次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

平成 2 1 年 8 月 4 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地

- D I Y ホームセンターハンズマン菊陽店 別棟
 菊池郡菊陽町大字津久礼字久保 2 7 6 7 番 1 ほか
- 2 変更しようとする事項
 - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
 - 変更前 7 8 7 台 (うち 7 1 2 台は本棟と共用)
 - 変更後 4 0 5 台 (うち 3 8 6 台は本棟と共用)
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
 - 変更前 9 9 台 (本棟と共用)
 - 変更後 3 7 台 (本棟と共用)
 - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
 - 駐車場の自動車の出入口の数及び位置
 - 変更前 1 7 箇所
 - 変更後 9 箇所
 - 3 変更する年月日
平成 2 2 年 3 月 2 4 日
 - 4 変更する理由
経営環境に対応した営業政策のため
 - 5 届出年月日
平成 2 1 年 7 月 2 3 日
 - 6 届出の縦覧場所及び縦覧期間
熊本県商工観光労働部商工政策課及び菊池地域振興局総務振興課
平成 2 1 年 8 月 4 日から平成 2 1 年 1 2 月 4 日まで

正 誤

平成 2 1 年 7 月 2 8 日熊本県私立学校審議会公告第 1 号 (平成 2 1 年度第 1 回熊本県私立学校審議会の開催) 中に誤りがあったので、次のとおり訂正する。

ページ	行	正	誤
5	5 9	ウ 学校法人設立に係る寄附行為認可及び高等学校設置者変更認可について (非公開)	ウ 学校法人設立に係る寄附行為認可及び高等学校設置認可について (非公開)